

○豊山町障害者福祉審議会条例

平成14年3月29日

条例第6号

(設置)

第1条 障害者に対する福祉及び保健に関する施策を総合的、体系的に企画立案し、かつ、計画的な推進を図り、もって障害者の福祉の増進及び生活の安定向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく町長の附属機関として豊山町障害者福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町長から諮問を受けた障害者の福祉、保健に関する計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
- (2) 障害者の福祉及び保健に関する計画の進捗状況の点検に関する事項
- (3) 障害者福祉に関する事務事業の点検及び評価に関する事項
- (4) 障害者福祉施設の管理運営に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療及び保健関係団体の代表者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 福祉ボランティア団体の代表者
- (5) 一般公募により選出された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。